

■意見対応表（7月13日開催第2回呉市移動円滑化基本構想検討協議会）

番号	関連する内容	頂いた意見等（概要）	意見に対応する対応	素案への反映	
				修正前	修正後
1	教育啓発特定事業	重点整備地区の3地区に実施すべき事業として教育啓発特定事業が記載してある。これらの内容は、重点整備地区に限った内容ではないので、市全体で実施する事業として、別に記載した方がよいのではと考える。	教育啓発特定事業は重点整備地区に限らず呉市全体で取り組むため、御意見を踏まえた修正を行います。	記載無し	P49 「1.5 心のバリアフリーの取組(ソフト対策)」に「ウ 公共交通事業者による教育啓発特定事業の推進」を追加
				P85 記載無し	P84 注釈として以下を追加 ※教育啓発特定事業は呉市全域で実施
2	JR 吉浦駅周辺地区における道路特定事業	J R 吉浦駅周辺地区が新たに重点整備地区となり、今後のバリアフリー化に期待しているが、道路特定事業の内、国道31号の事業が全て長期に位置付けてある。メイン経路であることから、少しでも短期事業としての実施を望む。	御意見を踏まえて、道路管理者と協議を行った結果、2事業について短期に修正します。	P90 道路特定事業（国道31号） 視覚障害者誘導用ブロックの設置：長期 障害物の整理による歩道の拡幅：長期 交差点部分の傾斜や段差の解消：長期 バス停留所のバリアフリー化：長期	P89 道路特定事業（国道31号） 視覚障害者誘導用ブロックの設置：長期 障害物の整理による歩道の拡幅： <u>短期</u> 交差点部分の傾斜や段差の解消： <u>短期</u> バス停留所のバリアフリー化：長期
3	特定事業の実施に向けた流れ	計画に特定事業を示しているが、各特定事業については、基本構想作成後、各事業者は速やかに特定事業計画を作成し、これに基づいて事業を実施することがバリアフリー法で義務付けられている。この事業スキームについて記載することで、呉市と各事業者間での円滑な事業調整が図られるのではないかと考える。	呉市バリアフリー基本計画作成後の流れについて、御意見を踏まえた修正を行います。	記載無し	P91 「3 特定事業計画の作成」を追加